

川崎市こどもの遊び場事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別表に掲げるちびっこ広場の維持管理を内容として、川崎市こどもの遊び場事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ちびっこ広場 こどもの遊び場として設置した広場をいう。
- (2) 砂場 ちびっこ広場内に設置した砂場をいう。
- (3) 遊具等 ちびっこ広場内に設置しているブランコ・すべり台その他遊具、ベンチ、看板、柵等をいう。
- (4) 管理団体 ちびっこ広場を管理する町内会・自治会、子ども会、青少年団体等をいう。
- (5) 地権者 ちびっこ広場敷地の地権者をいう。

(事業)

第3条 この要綱に基づく事業は、次のとおりとする。

- (1) ちびっこ広場の補修に関すること。
- (2) 砂場の補修に関すること。
- (3) 遊具等の補修に関すること。
- (4) 砂場の砂補充に関すること。

(ちびっこ広場の管理等)

第4条 ちびっこ広場は、川崎市と地権者が土地使用貸借契約を締結・更新することにより敷地を確保する。ただし、市有地についてはこの限りでない。

- 2 管理団体は事故防止のため、ちびっこ広場の清掃、及び遊具等の点検を実施し、遊具等の破損を発見した場合は、速やかに使用禁止の表示をし、市長あて報告しなければならない。
- 3 管理団体は、ちびっこ広場の管理に関し、地権者との調整を行うとともに、遊具等の補修等について、川崎市に協力するものとする。

(届出等)

第5条 管理団体の代表者が変更になった場合、すみやかに代表者変更届（第1号様式）により市長に届け出をしなければならない。

- 2 管理団体代表者は、遊具等の新設、移設又は廃止しようとする場合、ちびっこ広場遊具等（新設・移設・廃止）申請書（第2号様式）により市長に申請し、市長の許可を受けなければならない。
- 3 管理団体代表者は、ちびっこ広場の管理を終了する場合、終了6月前までに

ちびっこ広場廃止届(第3号様式)により市長に届け出をしなければならない。
(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、こどもの遊び場の維持管理に関し必要な事項は、川崎市と管理団体代表者で協議して行うこととする。

附 則

この改正要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成18年6月5日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年2月25日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第1条関係）

（令和元年10月1日現在）

No.	所在地住所		設置年度	ちびっこ 広場	砂場	備考
	名称	敷地面積				
1	中原区上平間1200-4 公団上平間住宅内		S44年	○	○	
	上平間ちびっこ広場	49m ²				
2	高津区末長1417		S47年	○	○	
	末長ちびっこ広場	165m ²				
3	多摩区长尾1-48		S50年	○	○	
	長尾ちびっこ広場	290.9m ²				
4	麻生区王禅寺東5-184		S55年	○	×	
	王禅寺ちびっこ広場	1146m ²				
5	宮前区けやき平1-40-1		S52年	○	×	
	宮前平ちびっこ広場	1457m ²				